第 | 回 聖籠町放課後子ども教室の在り方検討委員会 議事概要

I 日時:令和5年5月12日(金) 15:00~16:40

Ⅱ 場所:聖籠町役場3階 大会議室

Ⅲ 委員出席者

脇野哲郎委員長・藤井政明委員・小林隆裕委員・伊藤健文委員・宮本正委員 齋藤真由美委員・髙松栄一委員

事務局出席者

佐藤寿子ども教育課長・佐藤伸一社会教育課長・伊藤真哉地域学校協働本部統括 コーディネーター・須貝克徳教育未来課長・中島崇参事・阿部香副参事・牧野恵 係長・宮下勝敏主任(欠席)

IV 次第

- Ⅰ 開会のあいさつ(教育長)
- 2 検討委員紹介
- 3 委員長の選任及び職務代理者の指名
- 4 協議(議長:委員長)
 - ・放課後子ども教室事業概要の確認(事務局)
 - ·【柱 I 】環境整備について(資料2・3)
 - ·【柱2】支援員等体制
 - ·【柱3】運営方法
 - ·【柱4】事故対応
 - ・【柱5】学校及び保護者、「児童クラブ」等との連携
 - ・【柱6】令和5年9月4日(月)開設に向けたスケジュールについて
 - ・【柱7】「児童クラブ」「学習クラブ」の抱える課題の解決の見通し
- 5 閉会の挨拶(課長)

V 議事概要

○委員長

それでは、要綱に従い、議事を進行いたします。はじめに、放課後子ども教室事 業概要の確認について、事務局お願いします。

○事務局

お手元の、要綱をご覧ください。国の動向やこれまでの聖籠町における小学校児 童の放課後対策の状況については教育長のあいさつにあった通りです。

8ページをご覧ください。本会はご覧のメンバーで構成されております。本会の趣旨は、聖籠町の子どもたちが安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所を実現するために「放課後子ども教室」を各小学校に設置、運営していくための検討を

行うことです。そのため、委員の皆様からは、それぞれのお立場からご意見をいた だきたいと思います。

9ページをご覧ください。検討委員会の位置づけについてです。今年度は、初年度ということで、検討委員会を運営委員会として、聖籠町教育委員会が各校の放課後子ども教室を運営していきます。その運営に連携と協力をいただき、充実させ、当会で検討された内容を盛り込んでいくという位置付けになっています。

10ページをご覧ください。放課後子ども教室事業の概要についてです。本年度は「児童クラブ」との連携の下で「子ども教室」を実施し、効果と課題の整理、対応策の検討を行うことを目的に実験的に開設するものです。原則無料での実施ですが、今後本格実施の際には、利用料を徴収することもあります。

11 ページ 12 ページは本事業と子どもたちの下校等のかかわりについてイメージ 化したものです。利用せず自宅に帰る、放課後子ども教室のみ利用して帰る、児童 クラブと併用して利用するなど、希望に応じて放課後を過ごせる施設となること考えています。

12ページのイメージ図は、事業のイメージを説明する際に保護者向けリーフレットや広報に使用する予定のものです。

13ページはスポーツ安全保険についてです。「放課後子ども教室」は学校管理外の活動なので「日本スポーツ振興センター災害共済給付」の対象とはなりません。 そのため、スタッフには町予算で加入してもらい、利用者は任意で加入してもらえるよう案内する予定です。以上で、概要の説明を終わります。

○委員長

よく分からないなというところもあると思いますので、遠慮なくご質問ください。 どこからでもご質問ください。

○委員

13 ページでスポーツ安全保険については、町の予算で入り、かつ任意ということですか。保険について確認させてください。

○事務局

現在の検討段階ということで、お答えいたします。支援員と支援補助員というスタッフについては、町の予算でスポーツ安全保険に加入いただく予定です。ただ、放課後子ども教室に集まるお子さんについては、任意での加入ですので、加入料については徴収させていただくということを考えております。現在行っている、放課後自学支援ルームについても同様に任意でご加入いただくということにさせて頂いています。

〇委員

ありがとうございました。

〇委員

放課後学習教室のようなものに代わって、放課後子ども教室を今年度は9月から

ということでよろしいでしょうか。

○事務局

昨年度まで、放課後自学支援ルームという学習に特化し、4年生以上に限定した 事業を行っております。放課後自学支援ルームをさらに拡大して、1年生から6年 生までの全学年の児童を対象として希望するお子さんは利用できる形で、放課後子 ども教室を開設しようと考えております。

○委員

そうすると、9月までの間は、放課後自学支援ルームをやるということではなくて、9月から放課後子ども教室を実施していくということでよろしいですか。

○事務局

放課後自学支援ルームについては、昨年度の3月に終わりになっていますが、子どもたちのニーズがあるとお聞きしましたので、9月からは放課後子ども教室になるのですが、6月と7月は、昨年度と同様に4年生以上の放課後自学支援ルームを行う予定です。

○委員

私は今年度赴任したのですが、それは各校に自学支援ルームというのは6月7月、 三校すべてで開設するということですか。

○事務局

はい、その通りです。

○委員

了解しました。ありがとうございました。

○委員長

他、いかがでしょうか。また戻ってご質問いただいても大丈夫ですので、次に進みます。次に、柱 I 環境整備について説明お願いします。

○事務局

お手元の要項 I5 ページをご覧ください。本事業は、学校の管理下外として実施するものですが、学校のランチルーム、体育館、図書室等のスペースを活用して基本的に毎日実施します。また、必要な備品等は学校が所有するものを借用します。なお、消耗品や学校の備品等で対応できないものについては町で準備します。別資料の2・3各校の校舎図と動線図をご覧ください。各校の動線としてはご覧のように考えています。以上で説明を終わります。

〇委員

今ほど動線図を見せていただいて、職員室を通らないようにしている理由を教えてください。先生方の仕事の邪魔にならないようにというような配慮になるでしょうか。

事務局

放課後子ども教室の実施の時間が、先生方の会議の時間だったり、来客があった

りというような時間になりますので、できるだけ職員室の前を通らないようにと考えました。

○委員

ありがとうございます。それから、体育館で過ごしていた場合、トイレに行きたくなったら体育館のトイレを利用することはできないのでしょうか。

○事務局

体育館のトイレについても利用することになると思うので、学校に依頼したいと 思います。

○委員

動線について質問が3点あります。

Ⅰ点目動線についてですが、ある学校では通級指導教室が動線になっているわけですが、中にはデリケートな事情を抱えている児童もいるかもしれないので、今回の資料は確定ではなく、現段階での案という理解でよろしいでしょうか。

○事務局

実際に、この線を見ていただいてご意見いただくために作成しておりますので、 持ち帰っていただいて学校としてのご要望もお知らせいただければと思います。

○委員

ありがとうございます。次ですが、子どもたちの動線はここに示されているのですが、お家の方が子どもたちを迎えに来るわけですよね。その動線はどうなりますか。

○事務局

お迎えについては 17 ページにあるのですが、基本的に支援員等が玄関前引率して引き渡すという形を考えております。保護者の方がお迎えにくる際には、児童玄関の前で待っていていただく形が基本です。ただし、途中で帰宅する場合などは、学校のインターホンが鳴る可能性もあります。放課後子ども教室の携帯電話にご連絡いただければよいのですが、インターホンが鳴った場合は、ご対応をお願いすることになると思います。

○委員

すると、時間になれば支援員の方が児童を引率して玄関前でお家の方に順次引き 渡すというスタイルになるということですね。

○事務局

お迎えのある児童についてはそのようになります。基本的に帰宅する児童については、児童玄関までは支援員が引率していきますが、その後の帰宅方法については、 各家庭にお任せする。というように考えています。のちほど、運営方法のところで ご意見いただければと思います。

○委員

放課後子ども教室はでは、例えばボールなどの物品の保管場所はどこを想定して

いますか。

○事務局

ありがとうございます。ボール等の物品については、基本的に学校のものをお借りすると考えています。学校の備品で対応できないもの、知育ゲームなどについては、放課後子ども教室の物品として購入する予定です。体育館にあるボールやフラフープなどについては学校の物品を利用させていただきます。

○委員

分かりました。例えば、ボールなどが破損した場合、放課後子ども教室で対応していただけるということでしょうか。

○事務局

支援員に報告してもらう予定ですが、やはり活動の中で破損した場合は、放課後 子ども教室の予算で修理等をする必要があると考えている。

○委員

もう I 点、先ほど学校にない知育ゲームなどを購入予定と伺ったが、そういった ものの保管場所はどのように考えていますか。

○事務局

事前に準備するものに、備品関係のところに挙げられていますが、携帯電話を格納する鍵付きの棚を購入する予定です。そこに携帯電話を保管しますし、利用者の個人情報を含む名簿等も保管する予定です。その棚に知育ゲームであればしまえると考えています。その棚自身は、ランチルームの一角におかせていただきたいと思います。

○委員

分かりました。最後に、場所がランチルームということで次の日にはまた給食を 食べるわけなのですが、衛生管理というか、終わった後のきれいにするルールとい うようなものはどのようにお考えでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。消しゴムのかすなどが心配されると思うのですが、子どもたちが使った場所については、自分たちできれいにするということを伝え、支援員が声掛けをするということが一つ目です。二つ目は、4時20分を終了時間としているので、その後4時40分までの20分間は、後片付けの時間というように考えています。そこで、支援員からも点検してもらい、教務室に報告をして終了するという形で考えております。

○委員

ありがとうございました。

○委員

運営方法なのですが、受付時間があって、自主学習をしてその時間の中で帰ると、 五月雨式に帰るということはないということで、学校の時間割のようにある枠組み の中で運営していくということでよろしいですか。

○事務局

その通りです。

○委員長

それでは、運営方法について入っていますので、説明をお願いします。

○事務局

柱3の運営方法を先に説明させていただきます。お手元の要綱 17ページをご覧ください。「放課後子ども教室」は学習に特化したものではなく、学習活動、身体的活動、文化的活動、体験的活動などの多様な活動を保証するよう努めます。ただし、それらを完全に自由に行わせると収拾がつかなくなることが予想されるため、右表のように時間を区切って活動させます。体育館等に移動する際には支援員等が引率・見守りを行います。帰宅する児童については、支援員等が玄関まで引率し、一人で又はきょうだいで帰宅させます。保護者が迎えに来る場合は 1 6:20までに迎えに来てもらいます。上学年の児童の活動が終わるのを待つ児童については、ランチルームで待たせます。下学年の児童クラブへの移動は児童クラブの支援員が引率します。受付については、登録児童にパスポートを作成し配付する予定です。提出することで受付完了、持ち帰ることで下校確認をしたいと思います。そして、欠席連絡については不要と考えております。保護者の皆様にも、欠席連絡不要ですので、お子さんが放課後どこにいるのかということを確実に確認してほしいということをお伝えする予定です。運営方法については以上です。

○委員長

16ページも先にやってしまいましょう。

○事務局

お手元の要綱 16 ページをご覧ください。子どもたちの多様な活動を見守るために支援員・支援補助員等を配置します。支援補助員はボランティアとします。また、社会教育課事業の週末体験くらぶと連携して体験活動支援員も配置します。併せて、学校に配置されている介助員や児童クラブ支援員の協力も得ることとしています。現時点での応募状況が下にありますが、まだ十分な支援員が確保できているとは言えないので、広報でもお知らせし、様々な方法で支援員確保していきたいと思います。

○委員

運営方法について質問させていただきます。下学年が、おおむね6時間目の時間から活動に入ると、上学年がランチルームを使って総合的な活動や話し合いの活動を行いたい場合は、学校の教育活動を優先するということでよいでしょうか。さらに、6年生が6時間目にランチルームを使う、5年生が図書室を使う、4年生が体育館を使うとなった場合、下学年の活動場所が限定されたり、あるいはなくなったりということが起こりうると支障が出るのではないかと考えます。学校としては、

できるだけ協力をして、別の場所で活動を検討することになるが、放課後子ども教室があるからできないということにならないようにしたいのです。せっかく良いことをしようとしているので、うまくいくようにしたいが、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。基本的には、学校の教育活動が最優先と考えています。 状況によっては、今日はランチルームが使えませんという学校もあると思います。 そういった場合は、委員がおっしゃったように、他の教室での開設を検討すること になると思います。また、どうしても実施できる場所が確保できないという場合や 学校の行事等の予定によっては中止もあり得ます、ということについては最初にお 知らせする予定です。

○委員

ありがとうございました。別件ですが、欠席等の連絡不要ということになっているのですが、保護者としてはここに申し込んで、行っていると思っている、子どもとしては、今日は友達と遊びたいから、放課後子ども教室に行かないで、別なところで遊んでいたと、そして、たまたま乗っていた自転車で転んで、けがをしたとか。そうした時に、その責任の所在だとかが問題になってくるのではないかという懸念があるが、そのあたりはどうでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。今の例で言いますと、受付をしていない時点で、放課後子ども教室に参加しているとは言えないですし、自宅に帰った時点で学校の管理下とは言えず、友達の家に遊びに行ったということは、家庭の責任という風に考えられます。保護者の責任の下で、子どもたちがどこにいるのかということをきちんと把握していただきたい、ということを保護者の皆さんに伝えたいと思います。受付をした時点で、加入いただいていれば保険の対象となりますので、対応が可能ですが、そうでない場合は、任意での参加ですのでどこにいるかまで把握するということは考えておりません。

○委員

そういったことを、事前に保護者の方によく説明をしておく必要があるかなと思います。子どもは、ここに参加していると思っていたのに、参加していなくて事故やけがにあってどうしてくれるんだとならないように、よく説明していただく必要があるかなと思います。お願いします。

〇委員

ケガもそうだが、行った行かないについて学校に問い合わせがあったり、学校が探しに行かなければならないとか、来るはずなのに誰もいなかったりとか、いろんなケースを想定していただきながら、面倒かもしれないが、欠席連絡が本当に不要なのか、子どもの安全面と学校の対応面と現場にいる支援員さんの立場に立った三点から再検討していただきたい。

先ほどの委員からも話があったが、活動が重なった場合に、学校も気を付けなければいけないと思う。突然今日はどこも使えないとなってはいけないので、運営方法、システムは、構築していかなければならない。

○委員

欠席連絡は不可欠だと思う。支援員は来なかったので欠席だと思った、保護者は行っていると思っていた、それが分かるまでに2時間以上のタイムラグが生まれる。最悪の結果になるという可能性は否定できないと思うので、子どもですので友達の家に遊びに行ってしまったということが分かればいいのですが、どこにいるのか分からないという状態が2時間も続くのは、通報ミスの原因になるのではないかと考えておりますので、検討していただきたいと思います。

○委員長

事務局からありますか。先ほど、明確にお答えはしているのですが。

○事務局

ありがとうございます。欠席連絡については、必要となれば、保護者は放課後子ども教室と学校と児童クラブの最大3カ所に連絡していただくことになるということ。また、放課後子ども教室の支援員が居場所の確認をさせるということは事業の運営自体が成り立たなくなるので、難しい。新潟市ではすでに、子どもの自由な出入りということで実施されている。出席の取りまとめを毎月行うことが必要となれば、人的配置としては難しい。これらを踏まえて、本事業は任意での事業ですので、保護者の方にもご理解いただくということで考えております。

○委員長

当然、保護者の責任についても周知していくということですからね。確認なのですが、これまでの学習クラブの時はどのようにされていたんですが。今回と同じ任意ですし、出席確認については行っていないということですか。

○事務局

学習クラブについては、人数も少なかったので教頭先生経由で報告いただいていた学校もありました。放課後自学支援ルームは携帯がなかったので、学校が窓口となって報告していただいていたということもありましたので、その形を取らないでいきたいという考えです。放課後子ども教室については、携帯電話を配置する予定ですが、そのやり取りをするのも受付時間の間に、支援員が留守番を聞き取るという作業が出てくる、ということを考えると難しい対応と思っています。

○委員長

分かりました。二人で運営するというわけなので、とても大変だと思います。移動もそろえて、施設の環境としてもそうなので、二人は現実的に難しいのかな、保護者の皆さんに理解してもらって運営していくしかないのかなと。いかがですか。

○委員

根本的に児童クラブと子ども教室を一緒にするっていうことでいいんですよね。

そうであれば、児童クラブに行ってしまってから、そこからばらけるというのはど うなのでしょうか。でも、ばらけたらダメなのか。

○事務局

ありがとうございます。最終的には、一体型を目指していけるといいのですが、 現状としては、児童クラブは学校の外の施設となっていて、学校に比べるとせまい です。そして、学校からの距離も遠い児童クラブもあります。そこを行き来すると なると距離的な問題も出てきます。そのため、学校での受付という形を考えていま す。

○委員長

保護者に理解いただいてというあたりはどうでしょうか。お子さんが行く予定なのに行かなかった場合は、簡単に言えば自己責任になるというあたりはいかがでしょうか?

○委員

まず一つに、児童クラブに直接行く子もいるということで、今は考えているので すよね。

○事務局

はい。その通りです。

○委員

放課後子ども教室を利用してからいく子もいるし、あくまで事業に参加してから そのまま残る子は残って、誘導していく際には、児童クラブの先生方がこちらの事 業に関わっていただくとかそういった形の展望はいかがですか。

○事務局

放課後子ども教室の利用者が、児童クラブを最初から利用していた子どもたちのうち、例えば半分くらいが放課後子ども教室で過ごしてから、児童クラブに行くという形になった場合は、児童クラブを運営するスタッフから、放課後子ども教室のサポートをしていただきます。そのお子さんたちが、児童クラブに戻る際に、引率していくというような連携を考えています。

○委員

現時点での1年生の帽子に印をつけて、帰りはどこに行くのか、連絡帳でやり取りしている状況なのですが、そういったことは放課後子ども教室を利用する際も、残してほしいなという意見です。

○事務局

ありがとうございます。検討していきたいと思います。

○委員長

いろいろな意見をいただくことが大事なので、次の会に向けて、また検討してい ただきたい。では、次に事故対応についてお願いします。

○事務局

お手元の要綱 18 ページをご覧ください。万が一のときの保険としては、学校管理下であれば日本スポーツ振興センター災害共済給付を、児童クラブであれば児童安全共済制度により保障が受けられますが、本事業においては別にスポーツ安全保険に加入する必要があります。本事業の活動中にけがをした場合には、支援員等が児童クラブにおける対応と同様に応急処置を行います。なお、首から上の部位の事故、骨折が疑われる事故等があった場合は、支援員等から保護者に連絡を入れ、対応を行います。このような大きな事故があった時には学校に協力をお願いします。救急車を呼ぶような大きな事故になった場合は、学校の協力をお願いします。

活動中に発生したいじめへの対応では、支援員による発見、児童からの申告があった場合は、支援員は直ちに学校に報告します。習い事やスポーツ少年団、児童クラブでの発生時と同様に、学校が対応することになります。以上で説明を終わります。

○委員長

黄色のアンダーラインが確認していただきたいところですが、いかがでしょうか。 では、また戻っていただいてかまいませんので、次の学校及び保護者、「児童クラブ」 等との連携についてお願いします。

○事務局

お手元の要綱 19 ページをご覧ください。「放課後子ども教室」は学校、「児童クラブ」、家庭との中間に位置付いていることから、それらとの情報共有を行うとともにそれらからの運営協力を得る必要があります。(要綱読み上げて確認) 以上で説明を終わります。

○委員長

連携についていかがでしょうか。

○委員

学校として協力しなければならないことはたくさんあるかなと思うのですが、スポーツ安全保険の加入については任意だということなのですが、保護者への説明は確実に行っていただきたいと思います。協力はしっかりしていきたいと思いますので、子どもたちのケガとか、預かっているところということは心配なので、学校職員としても学校と切り離した事業のはずなのにというようなことにならないよう、分担するところは分担しながら、やれるようにしていきたいなと思っています。

○事務局

保険加入の説明についても、丁寧にしていきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長

それでは次のスケジュールについてお願いします。

○事務局

お手元の要綱20ページをご覧ください。検討委員会は今年度は3回開催する予定

です。「放課後子ども教室事業実施要綱」については第3回までに事務局検討を続けて作成したいと思います。「放課後子ども教室運営スタッフマニュアル」を検討し、9月の実施に向け、スタッフへの周知を行います。「放課後子ども教室開設周知」については、ただいま広報の原稿、配付リーフレットを作成しております。参加児童の希望調査や、支援員募集、備品確認等は学校との連携によって進めさせていただきます。以上で説明を終わります。

○委員長

いかがでしょうか。では、最後の柱7「児童クラブ」「学習クラブ」の抱える課題 の解決の見通しについてお願いします。

○事務局

お手元の要綱 21 ページをご覧ください。AからDの課題の解決の見通しを想定しております。(要綱読み上げて確認)以上で説明を終わります。

○委員

支援員と支援補助員では、謝金がだいぶ違うのですが、こちらの線引きはどういう方が支援員対象者で、支援補助員はこういう人というようなあたりは、具体的に どのように考えているのですか。

○事務局

支援員に資格条件があるわけではなくて、活動内容のちがいということで考えております。支援員には全体の放課後子ども教室自体を運営することに大きく関わっていただくことを考えています。ですので、保護者への連絡調整であったり、学校や教育委員会との連絡をとったりというようなところまで、お願いします。支援補助員については、主に子どもの見守りと声掛け、活動を一緒に行うことを重視していただくというように、活動内容のちがいで考えています。

○委員

募集の段階でそういった説明をしながら、募集するということですね。

○事務局

はい、その通りです。

○委員長

皆さん活発に意見を言っていただいてありがとうございました。何かやろうとした時に、必ずリスクは生じますし、簡単にいくことはないと思うのですが、今日皆さんが出してくださったように、いろんな問題や心配なことを出していくことが、とても重要なことで、クリアできるものもあればできないものもある、それは仕方ないのですが、いろんな皆さんの立場から出してもらうことが当然重要なので、よかったなと思っています。それから、PTA代表の皆様には言いにくいところやなかなか難しいこともあったかもしれませんが、後からでも気になることがありましたら、直接でも結構ですし、校長先生にお話ししていただければ、ぜひ遠慮しないで声を出していただくことがよりよくなることだと思いますのでよろしくお願いい

たします。

今の社会が変わり、今日話題になっていることが必要な社会に日本は変わっているということは間違いないのです。もう一つ、コミュニティースクールということで、今まで以上に学校も地域の皆さんも、保護者の皆さんも、責任を行政任せや学校任せは終わっていて、そうしないと社会が回っていかないという時代になっていますので、このあたり、先ほど事故の話もありましたけど、それぞれに責任を負うところは見直していかなければならない社会になっているのも間違いなくて、また今後、率直に意見を出し合っていただいて、子どもたちのためにやるわけなので、うまくいくように意見を出し合っていただければと思います。事務局にお返しします。

以上のとおり、令和5年度第 | 回聖籠町放課後子ども教室の在り方検討委員会の会 議録に相違ないことを証明する。

令和5年 月 日

委員	長				
委	員				